

〔開議 午前10時0分〕

○議長（豊泉利夫君） ただいまから平成18年第2回立川市議会定例会を再開いたします。



日程第1 一般質問

○議長（豊泉利夫君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き順次質問を許します。

初めに、18番 大沢議員の質問を許します。大沢議員。

〔18番 大沢 豊君登壇〕

○18番（大沢 豊君） きょうは質問通告に従って2点についてお伺いいたします。

一つは、障害者自立支援法の問題について、それから二つ目に、容器包装リサイクル法の見直しについてです。

障害者自立支援法については、さきにお二人の議員の方から質問がありましたので、重ならないような形で質問をいたします。

自立支援法は、まず2003年1月にホームヘルプの上限を設けようという動きがありました。この上限設定問題は、全国の障害者が厚生労働省に集結し反対を訴えました。私も厚生労働省に出向き、その交渉に参加をいたしました。余りの反対の強さに、これについては厚生労働省も2003年には撤回をいたしました。

それから1年もたたないうちに、支援費制度と介護保険との統合が言われ、これも障害者たちの粘り強い戦いの前に統合を諦めました。しかし、今回は障害者自立支援法という形で法体系を変える形でやってきました。

これらは、いずれも福祉の予算枠をふやすのではなく、決められた財源の中でいかに多くの障害を持つ人々をカバーするかというやり方でしかありませんでした。これまで福祉の保障や介護といった面から遠くにいた人々を、身体障害者と同様な介護保障をして

いこうということで考えられていました。本来なら、当然ながら予算をふやして対応すべきでしたけれども、予算をふやさずに数を多くどういうふうに賄っていくかを腐心した法案でした。そして、身体障害者のグループと知的障害者、精神障害者のグループをたくみに分断した法案でもありました。したがって、これまで施設などを出て自立生活を続けていた障害を持った人たちにとっては、レベルが下がる介護しか受けられません。当然ながら、そうした自立障害者は反対運動を行います。

障害者の生活実態をよく知る社民党、共産党、民主党は、全国から集まってくる国会請願の障害者の人々の請願を受けて反対を続けました。福祉の現場をよく知らない自民党や公明党の国会議員たちは、強引に成立へと動き、詳細を全くわからないまま、後で省政令が明らかになりますという乱暴な説明で、残念ながら、昨年の10月31日に法案は成立しています。今回、私が調査した限りでは、予想以上のひどい混乱が生まれています。立川市長は4月1日の実施以降、どんな問題が発生したと考えていますか。

次に、障害者の自立を阻害するような実態がなかったかどうか、この認識についてお伺いします。

また、この自立支援法で影響の出る障害者の数は、それぞれどれくらいいるのか、介護給付、入所施設、通所施設、精神障害医療などの数について把握しておられたならば、その点についてお伺いいたします。

次に、容器包装リサイクル法の見直しについてです。

容器包装リサイクル法は、立川でも既に請願が出され、容器包装リサイクル法を成立させるようにという意見書を立川でも出しております。

容器包装リサイクル法はできて、一定の進展は見ているわけです。しかし今回、また法案の改正がされようとしております。

この改正は、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、レジ袋対策などであります。消費者の意識向上や事業者との連携の促進、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入などがうたわれています。また、質

の高い分別収集、再商品化の促進ということで、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設が言われています。また、事業者間の公平性の確保、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化であります。これは、再商品化の義務を果たさない事業者、いわゆるただ乗り事業者に対する罰則を強化するということです。また、容器包装廃棄物の円滑な再商品化ということなどがうたわれています。

これは、国会でも今いろいろな議論がされているところですが、この容器包装リサイクル法で自治体の収集費用を全国で3,000億円負担していますが、事業者は400億円の再商品化を負担しており、市町村の負担が重いというふうに計算されています。事業者が資金を新たに支出するような仕組みをつくれないうことでもあります。

また、リサイクル費用の負担はだれがするのかということが今回の最大の論点でありました。

容リ法全国ネットという市民グループが試算した数値があります。この改正法では、消費者の負担が750円ふえ、自治体は180億円ふえます。しかし、事業者は逆に715億円の負担が減るという大変不公平な制度になっているという、こういう試算を市民団体がしております。

また、環境審議会の間取りまとめでは、拡大生産者責任の徹底ということが言われています。つまり、収集費用をその製品価格に内部化するということがあります。そういうものが盛り込まれていたにもかかわらず、最終取りまとめではEPR、つまり拡大生産者責任のない骨抜き案になっているというふうに言われております。また、ごみを減らすための容リ法でごみが減らないのは、使い捨て容器包装の生産量がふえたからであり、法律の失敗ではないかということも指摘されています。容リ法改定後に小型ペットボトルが急増し、ごみを減らすリターナブルビンが減ってしまったということもあります。使い捨て容器の再生産を抑制し、再使用可能な容器の拡大をどう図るのか、そんな問題も残っております。

また、500ミリリットルのミネラルウォーター1本の重さは、米国製のペットボトルは20グラムでありますけれども、日本製は40グラムとなっています。容り法だけでは軽量効果が弱いのではないかと指摘があります。

また、回収率を上げるためにもデポジット制について検討すべきではないか、次に3Rということがあって、発生抑制、再使用、再利用であり、今回の法改正では、排出の抑制ではまだなものはつくり、つくり過ぎないという効果は生まれないのではないかとというふうに指摘もされております。

また、京都議定書ではCO₂を減らすように言われていますけれども、日本のCO₂は0.5%しか減らず、残りの5.5%はお金を出してほかの国から買ってくる、そんな金銭でのやりとりがあっています。こうしたお金での二酸化炭素排出量の売買は、正規の環境対策ではないというふうに私も考えますけれども、実際にこういった容り法の改正だけでは、こうしたことが実現しないということが指摘されています。

今言われたような指摘がある中で、立川市の基本的な姿勢、容器包装リサイクル法に対する基本的な姿勢について伺います。

それから、今回の法改正についてどう評価するかを伺います。

1回目の質問をこれで終わります。

○議長（豊泉利夫君） 市長。

○市長（青木 久君） おはようございます。大沢議員の質問にお答えいたします。

まず、障害者自立支援法についての御質問でございますが、障害者自立支援法は、本年4月1日から施行されました。これに伴い、利用者負担が応能負担からサービス料と所得に着目した負担の仕組みに変更され、これによる負担をしていただくこととなりました。

利用者負担の影響でございますが、ホームヘルプにつきましても、利用人員に大きな変動はないものの、実際の利用時間は、4月分のサービス提供に対

する請求がまだ市に届いておりませんので、現時点ではつかんでおりません。施設につきましても、正確な利用実態の把握は今後の請求を待ってからになります。5月以降、実際に利用者負担を支払ってからの影響が懸念されておりますので、今後も動向の把握に配慮してまいりたいと考えております。

次に、容器包装リサイクル法の見直しについてでございますが、立川市のごみ収集は、平成8年10月より、かつての4分別収集から効率的な資源回収を目指して13分別回収に大幅に変更され、さらに、平成12年に容器包装リサイクル法が施行され、10月よりペットボトルを加え14分別収集されるようになりました。収集されたペットボトルや容器包装プラスチックは、それぞれ圧縮、梱包した上でリサイクルされております。

容器包装リサイクル法の見直しがございましたが、今後とも市民の皆様には分別収集の徹底につきまして御協力いただきますようお願いしてまいります。

次に、今回の制度の見直しにつきましては、従前より東京都を通じて、リサイクルコストの大半を占める収集運搬、中間処理経費を事業者負担とすることを求めてきておりました。今回の改正では、市町村の収集運搬、中間処理経費の一部を事業者負担とする仕組みの創設や、再商品化の義務を果たさないただ乗り事業者への罰則の強化など盛り込まれており、一定の前進があったと思われまます。

○議長（豊泉利夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（深田則夫君） 障害者自立支援法に関連することで、市長の答弁に補足をさせていただきまして説明をいたします。

入所あるいは通所の実態でございますけれども、身体障害者通所施設では14人、知的障害者通所施設では79人、知的障害者グループホームでは55人、精神障害者グループホームでは17人、身体障害者入所施設では18人、知的障害者入所施設では110人。

それから、居宅介護の関連でございますけれども、身体障害者がこれまでの申請状況ですが189人、知

的障害者144人、精神障害者67人、障害児128人、合計しますと528人でございます。

それから、精神障害者の医療に関連することでございますが、自立支援医療を見込む方ということで、これまでの承認された方々の件数で申しますと1,747人でございます。

以上でございます。

○議長（豊泉利夫君） 大沢議員。

〔18番 大沢 豊君登壇〕

○18番（大沢 豊君） 今、市長からの答弁もありましたが、まだ4月分の計算ができていない、施設利用料についてもまだ集約ができていないということのようです。

それから、部長からの説明では、身体障害者、知的障害者それぞれこうした制度で影響を受ける人たちが528人、また、精神障害自立支援医療では1,700人ほどの人が影響を受けるということで、大変大きな影響を与えてくるというふうに思っています。

今回も立川市の方は、まだ細かく調査されていないようですが、私は、20年前に知的障害者の作業所、働く場をつくってまいりました。議員になる直前までその場所で仕事をしておりましたので、各施設がどのようになっているか大変心配でありました。いろいろなところに行って調査をしました。

ある施設では、工賃を3万円ほどもらえるところがあります。知的障害を持つ人たちの施設では、全国平均で1万円ほどですから、3万円ほどもらえるということはかなり仕事をたくさんきちんとやれるところで、能力のある方々が働いているところだと思います。しかし、そこで3万円賃金を得ますけれども、利用料や食費を合わせて3万円ほどが差し引かれる。支払われる金額が22円ということです。今まで差し引きで払っていたものが、22円なんてとても払えないということで、給料は給料で渡し、後からまた請求をする、そんなふうに変えなければいけない、そういう実態があります。

また、ある作業所では、工賃が7,500円、大体平均だ

ろうと思います。しかし、利用料は9,900円、昼食代6,240円、合計で1万6,000円取られます。そうすると、そこに働きにいて自分がもらう分はゼロ、差し引きで8,500円払わなければいけない、そんな実態が起きています。

そうした中で、ある施設では、自己負担で通所する方が4月1日に4人やめたといいます。余りのあほらしさに、こんなところで働いてられない、そんなことで4人がやめたそうです。

全国の作業所の中では、共作連という団体が調べた中で、五百数十の施設を調べたそうです。そして、その中で124人がやめた。それから、やめることを検討している人が二百数人いるということです。また、施設へ働く職員たちも、この現状に、将来に希望を見出せないということがあります。そうした施設は日割りで計算をされます。運営費は日割りで計算されることになります。

調子が悪くて欠席する人がいます。障害を持った人たちは、体調が悪かったり、精神的な不調、あるいは身体的なじょくそうとかが出たりして休む人は結構多いんです。

ある施設では、出席率が1カ月間計算してみたら85%ということです。そうすると、4月から運営費が85%に減ってしまうということになります。これは大変大きな減額であります。しかし、そのために職員を減らすことなどはできません。

そのため、施設を運営するために、これまで週5日しか働かなくてよかったものが、土曜日も、日曜日も施設を運営して、通ってくる人の数をふやさなければいけないというふうに言っています。だからといって、土日開所したからといって職員をふやせるわけではありません。その負担は職員にかかっていきます。1人当たりの人数を減らすことで、利用する障害を持つ人たちに影響が出ています。職員も無理をし、そして、土曜日も日曜日も出てくる、障害者の人たちも無理をします。作業所などに行ったところで、職員の数が少ないわけですから、トイレの介護とかが十分にできな

い。ある施設では、そうなおむつを当てて仕事をしてもらっている、そんな実態も出ています。

普通の会社が週5日労働が定着する中で、障害を持つ側の施設が運営費を稼ぐために、障害を持つ人と職員が週に6日も7日も働くようになっていきます。

ある施設では、そうした職場に将来に希望を見出せないとして、ベテランの職員2人がやめていったといいます。これから子育てをしなければいけない若い職員たち、そうした人たちが施設で働く意欲や希望をなくしてしまっているわけです。こんな現実が一方にあるということを市長は御存じでしょうか。

また、自立支援法では、給付の計算のために大変面倒な計算が必要になってきます。その計算業務に事務処理に職員が1人つききりになります。福祉の現場は人出が必要です。その人出が事務処理に使われる、こうしたことがまた大変煩雑な仕事になっています。これは施設でもそうですし、立川市の市役所の現場でもそうだというふうに思われます。

また、精神障害を持つ人も、医療費が5%で済んでいたのが、これから10%になる人もいるわけです。お金がかかるために診療を控え、調子を崩す人がいるのではないかと、そんな心配もされます。

また、今回の改正で精神障害を持つ人が受給者証を診療所や薬局に提示しなければいけなくなりました。これまで何も持たずに病院や薬局に行っていた人たちが、そうしたカードを持ちながら行くわけです。

ある精神障害を持つ人が頻りに電話をかけてきました。あした行かなければいけないんだけど、受給者証がない。見つからない。どうしようと言ってパニック状態で電話をかけてくる人がいます。なくても大丈夫だから、とにかく行ってくださいというふうに言いました。そういうふうに心配しなくてもいいような心配事をまた抱えなければならぬ。常時持ち歩かなければいけないとか、紛失して病院に通えないとか、本当に余計な心配をしなければならぬ人が出てきて負担を大きくしてはいませんか。

介護給付では、有給になることを心配し、先を悲観

して娘を殺し、自分も自殺を図ったが死に切れず、殺人罪で今裁判になっている事件が福岡市で起きています。これについては、助命嘆願が出て、何とか救っていこうという、そのお母さんを救おうという運動が起きているようです。こうした実態は、私が福祉の分野に入り始めた30年前全国で起きていたことであります。

30年前に全国青芝の会が親を殺すなという叫び声を上げて、それが全国に広がり、障害者解放運動の広がりになっていったというふうに思っております。親はそうして自分の子どもたちを殺していく、30年前に今の福祉が戻っていかうとしています。

私も二十数年間こうした福祉の現場に携わってきましたけれども、障害者自立支援法のおかげで福祉の現場が、私たちが積み上げてきたものががらがらと音を立てて崩れているような気がしています。問題の解決の道筋は何なのか、市長はどう考えているのかをお答えください。

また、立川市として地域生活支援事業をどのように考えておられるのか、立川市の特性を出せる、しかし、お金はかかってしまう、この地域生活支援事業をどのように検討されているのか、移動介護やコミュニケーション、そういったことを必要としている人たちがたくさんいるわけです。こうしたことをどのように組み込んでいこうとされているのか、どう考えておられるのかについてお答えください。

また、この法律では、障害の程度区分をして認定作業が今進んでいるというふうに思いますけれども、これはどういった手はずで進み、いつごろ終わるのか、そのことが検討ができていたらお答えください。

また、今回の法改正でよかったと言える点が一つでもあったら言っていただきたいというふうに思います。

次に、容器包装リサイクル法の見直しについてであります。

今回、容器包装リサイクル法について立川市として一定の評価があったというふうに言っておられますけれども、この法改正については国に対して何が求めるべきことがないかどうか、そのことをお答えください。

○議長（豊泉利夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（深田則夫君） 自立支援法のお尋ねでございますが、障害者自立支援法におきましては、利用者負担の見直しのほか、4月から報酬基準の見直しも行われたところでございます。

お尋ねのございましたように、施設に対する報酬単価につきましても、最近の物価水準や動向、経済状況を踏まえた形で、全体で1.3%の減額改定が国により行われるとともに、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる、いわゆる利用実績払い、日払い方式に転換されたところでございます。事業者にとりましても厳しい運営環境となることが予測されております。また、東京都が開催した説明会以降、実際の請求事務に当たりまして、本市担当課への質問が事業者からたびたび寄せられるなど、法の施行に伴うさまざまな課題につきましては、御指摘の状況もあるものと認識しております。

地域支援事業の件でございますけれども、地域支援事業の内容といたしましては、法律上実施すべき事業、必須事業でございますけれども、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等、移動支援事業、地域活動支援センター事業のほか、市町村の判断により自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができるとされております。

現状のサービスが移行するものがほとんどでありますけれども、今後、費用負担のあり方や国庫補助の動向などを踏まえまして、具体的な整理を行って10月からの施行に備えてまいりたいと考えてございます。

手続でございますが、今、鋭意努力をしておりますけれども、多くの方が今申請をされ、ほぼ形ができていますところでございますけれども、まだ未申請の方もおられるわけですので、繰り返し啓発に努めまして、漏れのないような状況にしていきたいと思いますと考えてございます。

よかった点は、制度の仕組みからすれば、持続可

能、公平なというような、そのあたりの点ではよかったと言えるかどうかはわかりませんが、制度を持続可能なものとしていく上においては必要不可欠な部分も中にはあるのではないかと、よかったというよりも、そういう法の仕組みについては、そういう骨格ででき上がっているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊泉利夫君） 環境下水道部長。

○環境下水道部長（小野 勉君） 容器包装リサイクル法の見直しにつきまして、国に対する要望でございますが、引き続き収集運搬、中間処理経費を事業者負担とあわせて拡大生産者責任や事業者責任による店頭自主回収の画一などを求めてまいりたいと考えております。

○議長（豊泉利夫君） 大沢議員。

〔18番 大沢 豊君登壇〕

○18番（大沢 豊君） 障害者自立支援法についてよかった点があるかどうかというふうにお尋ねしましたら、持続可能がよい点と言えるというふうにおっしゃっていましたが、これは安値で低く低空飛行を続けるというか、これまでの要求されるべきレベルを下げ、おしなべて下げ、すべての人に対して下げていく、それが今回の法改正であったというふうに思います。いろいろな福祉の現場で起きている実態を見れば、私にはそうとしか考えられません。一つもよかった点がなかったのではないかと、いうふうに私は思っています。

容器包装リサイクル法についてですが、国に対して求めるべきこと、収集運搬、中間処理、そういったことを事業者に対して求めていくこと、それは当然のこととありますし、ぜひ、そうしていただきたいと思っております。

今のごみ行政が私たち消費者の方に負担が押しつけられ、自治体に対して負担が押しつけられています。今回の法改正のもともとの案はそうではありませんでした。もっと拡大生産者責任を明確にするような形で、

中央環境審議会では話されていたわけですが、結局、最終的にはそれが本当に骨抜きになってしまって残念なものになっているというふうに思っております。ぜひとも、国に対しては事業者責任を明確にしていく、そんなことが求められるだろうというふうに思います。

私も、ごみ問題に関してはいろいろ取り組んでまいりましたけれども、やはり事業者の責任、拡大生産者責任ということをきちんと追求することがごみを減らしていくことにつながるだろうというふうに思います。

私は、今回、エコセメント事業が開始されようとしておりますけれども、これとて事業者がきちんと責任を持って生産や流通や消費の中で事業者の責任と消費者の責任をきちんと明確化することでごみは減っていくことだろうというふうに思っています。

次に、自立支援法の問題についてです。

この法案の目玉は、就労の促進であったはずですが、就労の促進に向かうような点がこの法案から何か立川市で生まれたかどうか、立川市で何か取り組めるのかわり、そのことをお伺いいたします。

それから、立川市で独自の制度は考えられませんか、でしょうか。利用料の負担について、いろいろな自治体が減免を考えております。立川市でもそういった減免制度というものを考えられないでしょうか。さきの議員に対する質問では否定的なお答えをおっしゃっていましたが、今、部長がお答えになったように、よかったという点が見られない中であるならば、立川市は何らかの減免など障害を持った人たちに対する措置をとるべきだろうというふうに思います。

また、3月議会の請願にもあったように、新たな雇用の場を設けることについて、新庁舎で障害者の働く場をという請願が出ましたけれども、新たな雇用の場を設けることについて、市側は何か検討を始めたか、あるいは具体的な構想はあるのかをお伺いいたします。これはまた、新庁舎に限らず、市の一般の職場の中でいろいろな事業を精査すれば、障害を持った人たちが取り組めるような部分があるのではないかと私は考え

ていますけれども、そうしたことを立川市役所の中で、障害を持つ人たちに対して作業の一環として取り組みを提供するようなことは考えられないか、そのことをお伺いします。

この件については、混乱し、不安の中にある障害を持つ人と、その関係者、福祉施設や作業所の人たちと早急に意見交換をする場を設けて実態を調査するべきだというふうに思いますけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

東京都や国に対しても、こうした実態を正確に伝えて、自立支援法の即刻の見直しを求めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（豊泉利夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（深田則夫君） 自立支援法のお尋ねでございますが、障害者自立支援法における利用者負担につきましては、今後とも障害のある方が必要なサービスを受けられるよう、持続可能な安定した制度とするために障害福祉サービスの負担が見直されたものでございます。低所得者に対する軽減措置も盛り込まれた上での利用者負担でございますので、制度の維持や地域におけるサービス利用の平準化の点からも都政度の活用は行ってまいりますが、市独自の軽減策は考えておりません。

なお、雇用の促進についてでございますが、3月議会で請願のございました新庁舎に障害者の働く場の確保をという請願がございましたけれども、検討してまいりたいと考えてございます。

なお、現在の立川市就労支援事業について、これは東京都の補助事業でございますが、引き続き都補助を活用いたしまして継続してまいりますけれども、自立支援法における就労支援につきましては、まだ具体策が示されておきませんので、今後の動向を注視してまいりたいと、このように考えてございます。

また、国や東京都に対する要望でございますが、これまでもさまざまな要望について東京都あるいは国に市長会等を通じて行ってまいりましたが、引き続き必要に応じ要望を上げてまいりたい、このよう

に考えてございます。

障害者の関係の作業所等の意見交換等々の場を設けたというお尋ねでございますが、実は、小規模作業所あるいは法内の作業所に関連しては、5月と当初言われておりましたけれども、国によるアンケート調査をするという段階になってございます。まだ具体的に動きがないんですけれども、この部分についての小規模作業所については、市町村にその役割を担っていただく、協力を求めるということになってございますので、こうした機会を通じてさまざまな情報をいただく場が出てこようかな、こんなふうを考えてございますので、こうした機会を通じて意見を求めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（豊泉利夫君） 大沢議員。

○18番（大沢 豊君） 今、小規模作業所などについては意見を聴取するというふうに言われておりますけれども、これはすべての福祉の現場において大変混乱をして心配をしております。障害を持った人たちが無理して施設を利用していかないと運営費が成り立たない、そんな現場があります。あるいはグループホーム、入所施設からたくさん利用してもらわないといけませんので、どうか協力して来てください、そんなふうに言われています。夏休みなど休みが長く続けば、その作業所は運営が一気に苦しくなります。長期の休みがもう持てない、そんな現場になってきてしまいました。市の方としては、請求が出てくるまでどういった実態がよくわからないというふうに変なもんきに構えていらっしゃるようですけれども、私はこの1カ月間で調べただけでものすごい混乱が起きており、職員の施設の運営する人たちは、もう運営していけないのではないかという危惧を大変持っておられます。ぜひとも、現場の声をきちんと聞いて、市長がじかに聞いていただいて、何とかこれをしないと福祉の現場はもう崩壊してしまいます。どうかそうした声をよく聞いて、法の見直しについて求められていくことを要望いたします。